

高石市障がい者活躍推進計画

高石市障がい者活躍推進計画（以下「本計画」という。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第7条の3第1項に基づき、障害者活躍推進計画作成指針（令和元年厚生労働省告示第198号。以下「作成指針」という。）に即して、高石市長、高石市教育委員会、高石市議会議長、高石市選挙管理委員会、高石市代表監査委員、高石市公平委員会、高石市農業委員会及び高石市固定資産評価審査委員会（以下「各機関」という。）において、障がい者である職員の活躍の推進を図ることを目的として策定する計画である。

なお、高石市長及び高石市教育委員会については、勤務する職員が36人以上（令和6年4月1日時点の各機関の法定雇用率は2.8%）であるため、法律上障がい者の雇用義務が発生するが他の機関については、勤務する職員が36人未満のため、法律上障がい者の雇用義務は発生しない。

障がい者の活躍推進に向けた目標及び目標を達成するための取組

高石市長及び高石市教育委員会については、障がい者である職員が障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるように、作成指針に即してそれぞれ次のとおり目標を設定し、その目標の達成に向けた取組を実施する。また、法律上障がい者の雇用義務がない他の機関についても、法の趣旨に則り、作成指針に即して次のとおり目標を設定し、その目標の達成に向けた取組を実施する。

機 関 名	高石市長部局
計 画 期 間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
高石市長部局における障がい者雇用に関する課題	令和6年6月1日時点の法定雇用障がい者数6.0人に対して、実雇用障がい者数は7.5人であり、法定雇用障がい者数に達しているが、高齢の障がい者である職員も在籍していることから、今後も計画的な人員確保の必要がある。また、法の趣旨に基づき、障がい者雇用の理念や推進の考え方及び制度の理解を改めて確認・徹底し、より一層障がい者の活躍の場の拡大に向けた取組を着実に進めていく必要がある。
採用に関する目標	
令和12年度まで法定雇用障がい者数を超える実雇用障がい者数を引き続き確保する。 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理	

取組内容	
(1) 任用管理の徹底	在籍する障がい者である職員の任用期間等の確認・把握を徹底し、法定雇用障がい者数を確保できるよう職員の人員配置を適切に管理する。
(2) 募集及び採用	募集及び採用にあたっては、障がい者である応募者を念頭に置いた形で募集を行い、特定の障がい排除せず、個別の障がい特性に対応できる体制を整え、障がい者の応募機会の拡充に努める。
(3) 職務の選定・創出	障がい者一人ひとりの特性・能力等を把握し、可能な限り障がい者本人の希望も踏まえた上で、本人に合った業務の割振りを行うなど、随時業務の適切なマッチングを行う。
(4) 体制整備	障害者雇用推進者として総合政策部長、障害者職業生活相談員として人事課長をそれぞれ選任する。また、衛生管理者や産業医を含め、障がい者である職員が相談しやすい体制を整備する。

機 関 名	高石市教育委員会
計 画 期 間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
高石市教育委員会における障がい者雇用に関する課題	令和6年6月1日時点の法定雇用障がい者数3.0人に対して、実雇用障がい者数は3.5人であり、法定雇用障がい者数に達しているが、高齢の障がい者である職員も在籍していることから、今後も計画的な人員確保の必要がある。また、法の趣旨に基づき、障がい者雇用の理念や推進の考え方及び制度の理解を改めて確認・徹底し、より一層障がい者の活躍の場の拡大に向けた取組を着実に進めていく必要がある。
採用に関する目標	
令和12年度まで法定雇用障がい者数を引き続き確保する。 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理	
取組内容	
(1) 任用管理の徹底	在籍する障がい者である職員の任用期間等の確認・把握を徹底し、法定雇用障がい者数を確保できるよう職員の人員配置を適切に管理する。
(2) 募集及び採用	募集及び採用にあたっては、障がい者である応募者を念頭に置いた形で募集を行い、特定の障がい排除せず、個別の障がい特性に対応できる体制を整え、障がい者の応募機会の拡充に努める。
(3) 職務の選定・創出	教育総務課、小・中学校での事務、軽作業（登下校時の見守り、校内清掃、給食調理補助等）の業務に対して、障がい者である職員からの意見を聴取・反映できる機会を積極的に設け、職務にやりがいや達成感を持って取り組めるように職場環境整備に努める。
(4) 体制整備	障害者雇用推進者として教育部長を選任する。なお、障害者職業生活相談員の選任義務はないが、市長部局と連携し障がい者が相談しやすい体制整備を行う。また、本計画策定に際し、障がいのある職員が参画し、当事者の視点や意見を積極的に取り入れるものとした。

●勤務する職員が３６人に満たない機関

機関名	高石市議会事務局 高石市選挙管理委員会事務局 高石市監査委員事務局 高石市公平委員会事務局 高石市農業委員会事務局 高石市固定資産評価審査委員会
計画期間	令和７年４月１日～令和１２年３月３１日（５年間）
上記各機関における障がい者雇用に関する課題	上記各機関においては、職員総数が３６人に満たない小規模な機関であり、法定雇用者数は０人であり、在籍する障がい者である職員も０人である。 障がい者の雇用義務はないが、今後も障がい者雇用の理念や推進の考え方及び制度の理解を深める必要がある。
採用に関する目標	
障がい者の雇用義務に注視し、採用活動等の機会に備えて市長部局等での障がい者雇用のノウハウを活用する。また、職員の制度理解を深める。 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理	
取組内容	
（１）募集及び採用	募集及び採用にあたっては、障がい者である応募者を念頭に置いた形で募集を行い、特定の障がい者を排除せず、個別の障がい特性に対応できる体制を整え、障がい者の応募機会の拡充に努める。
（２）体制整備	他機関と連携し障がい者が相談しやすい体制整備に努める。

その他の取組（各機関共通）

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。